

東京都協同農業普及事業の実施に関する方針（概要）

まえがき（前文）

- ・普及指導員は、専門項目のスペシャリスト、地域農業のコーディネーターとして、地域農業の生産面、流通面等における革新を総合的に支援する。
- ・普及事業は、農家所得の向上、地域農業の振興に向けて、適切に運営する。

第1 普及指導活動の課題

以下の課題に、国の施策の展開方向及び地域農業の状況を踏まえつつ取り組む。

- 1 意欲ある農業者の確保と活力ある農業経営の育成
 - (1)認定農業者等の確保育成と経営改善支援
 - (2)新たな人材の確保育成
 - (3)女性農業者の経営参画・起業活動への支援
 - (4)多様な担い手の育成・活用支援
- 2 都市農業の振興に向けた取組に対する支援
 - (1)区市等の農業振興計画等による地域農業の活性化
 - (2)都市地域の魅力ある産地づくり
 - (3)市場流通等の活性化
 - (4)地産池消の推進による都内産農畜産物の自給力向上
- 3 山間及び島しょ地域の振興に向けた取組に対する支援
 - (1)地域ビジョンづくりへの支援
 - (2)特産農畜産物の産地力向上とブランド化推進
 - (3)地域内の流通に向けた取組支援
 - (4)都市住民との交流促進支援
- 4 環境と調和した農業生産に向けた取組に対する支援
 - (1)持続性の高い農業の推進
 - (2)IPM導入による農業生産の推進
 - (3)農業資源の地域リサイクルの推進
- 5 食の安全性向上への取組に対する支援
 - (1)農薬の安全使用に向けた取組支援
 - (2)農畜産物のトレーサビリティシステムの運営支援
 - (3)農業の生産情報の記帳改善及び推進
- 6 その他喫緊の課題に対する支援
 - (1)ウメ輪紋ウィルス（PPV）の対策
 - (2)鳥獣害防止対策
 - (3)低利用農地等の有効活用

第2 普及指導員の配置に関する事項

・スペシャリスト機能及びコーディネート機能が十分に発揮できるように、配置には専門分野、普及指導員の経験年数等に配慮する。また、普及指導員資格を有しない職員にあっては、普及指導員の監督の下に普及業務に従事させ、普及指導員の効率的且つ計画的な育成・確保を図る。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

・専門分野の技術、新たな農政課題への対応できる能力、農業者の組織化や地域農業の活性化など地域の総合的な課題を解決するための能力の向上を図る。また、普及指導員資格を有しない職員に対し、資格取得研修を実施し、計画的な資格習得を図る。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

- ・ 課題や普及指導対象者を重点化する一方で、地域の関係機関と適切に役割分担を行い、必要に応じ民間専門家を積極的に活用する。
- ・ 地域特性に応じて農業の高度な技術・知識を組み立て、調査研究を積極的に実施し、その成果を普及指導活動に活用するよう努める。
- ・ 補助事業、制度金融等の行政施策の農業者等による活用の支援に努める。

5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

- ・ 全国的な課題に関係する都道府県間の情報共有、技術協力を努める。
- ・ 農畜産物等の生産、流通・加工による収益力向上のため、商業や工業等、他産業との連携の確保に努める。